

## 第4章 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村子ども・子育て支援事業計画への記載事項として、「提供区域の設定」、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定めるよう求められています。

### 1 提供区域の設定

基本指針において、就学前の子どもにかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定めることとされています。大阪市における提供区域は、次のとおりです。なお、提供区域の設定については、行政区（24 区）を基本としつつ、広域的な利用となっている事業については、市全域を提供区域としています。

事業等		提供区域
就学前の子どもにかかる教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業）		
1	1号認定（3～5歳児、幼児期の学校教育のみ）	行政区
2	2号認定（3～5歳児、保育の必要性あり）	行政区
3	3号認定（0～2歳児、保育の必要性あり）	行政区
地域子ども・子育て支援事業		
1	延長保育事業（時間外保育事業）	行政区
2	児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業	行政区
3	子どものショートステイ事業（子育て短期支援事業）	市全域
4	地域子育て支援拠点事業	行政区
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象）	行政区
6	一時預かり事業（幼稚園在園児以外対象）	行政区
病児・病後児保育事業		
7	病児・病後児対応型	市全域
	体調不良児対応型	行政区
8	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	行政区
9	利用者支援事業	行政区
10	妊婦健康診査	行政区
11	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
12	養育支援訪問事業 (子ども家庭支援員・エンゼルサポートー・専門的家庭訪問支援事業)	市全域
13	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業（※）	—

※13については、「量の見込みと提供体制の確保の内容」を定める事業の対象外となっています。